

第5節

広 聴 ・ 相 談

1. 要望・陳情

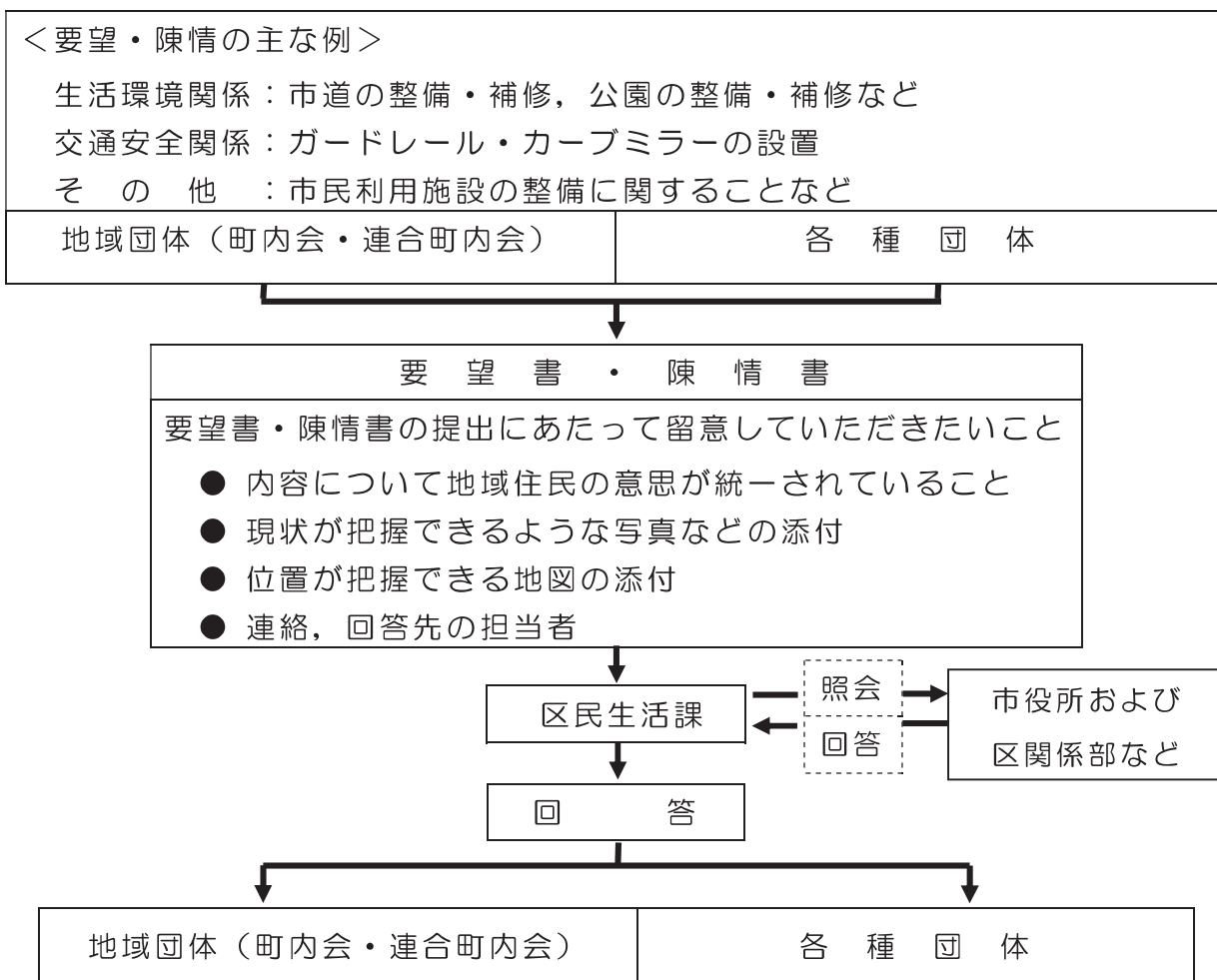
住みよい環境づくりを目指して町内会活動を行ううえで、町内会に関わる課題などの意見を「要望・陳情」として、市長または区長に文書で提出することができます。

仙台市では要望や陳情を「広聴相談業務」として位置づけており、地域に関わるものは、泉区区民生活課で受け付けています。

泉区区民生活課広聴相談係

Tel (代表)372-3111 泉区役所

◎要望・陳情などの処理の流れは次のとおりです。



2. 相 談

仙台市では、市民の皆さまの困りごとなどの各種の相談に応じています。

市 政 相 談

市政に対するご意見，ご要望，苦情などのご相談を伺います。（面談，電話）

＜相 談 日＞ 閉庁日を除く毎日

＜会場・時間＞ ◎各区役所「市民相談室」 9：15～16：00

◎各区 区民生活課

◎市民局 広聴課

} 8：30～17：00

●市長への手紙ファクス Fax 213-8181

特 別 相 談

生活上の問題について、専門的な知識を有する者がご相談を伺います。

＜会場＞ 泉区役所 2 階「市民相談室」 Tel（代表）372-3111 泉区役所

- 法律相談日が閉庁日に当たる場合は、原則第 4 金曜日に振り替えます。
- ※1 印の相談日が閉庁日に当たる場合は、原則翌週の同じ曜日に振り替えます。
- 相談時間は、12：00～13：00 を除きます。

相 談 種 別	相 談 内 容 （相談員）	相 談 日 時
法 律 （予約優先）	賃貸借・不動産・相続・離婚， その他法律全般（係争中・事業・法人関係 を除く）（弁護士） （司法修習生※2が同席する場合があります）	第 1・2・3 金曜日 10：00～15：00
※1 税 務 （予約優先）	所得税・贈与税・相続税，その他税全般 （税理士）	第 3 月曜日 13：00～16：00 * 12 月～3 月は， 第 1 月曜日も開設
※1 遺言・ くらし手続 （予約優先）	遺言・相続（登記を除く）に関する書類作 成，許認可申請手続きなど（行政書士）	第 1 火曜日 10：00～12：00
※1 登記・相続 （予約優先）	不動産の登記・相続・遺言・成年後見制度， 土地の境界など （司法書士，土地家屋調査士）	第 1 火曜日 13：00～16：00
宅地・建物 （予約優先）	宅地建物の売買・賃貸の契約や取引に関す る問題など（宅地建物取引士）	第 3 月曜日 10：00～12：00
人 権	いじめ・虐待・DV・近隣関係， その他人権など（人権擁護委員）	第 1・3 水曜日 10：00～15：00
行 政	国や県・市の仕事に関する意見・要望・ 苦情など（行政相談委員）	第 2・4 水曜日 10：00～15：00
交 通 事 故 （相談は事前予約） Tel 214-6150	損害賠償・保険の請求・示談の仕方・ その他（専門相談員）	第 2・4 火曜日 10：00～15：00

※2「司法修習生」とは、裁判官、検事、弁護士になるために司法修習を受けている者であり、司法試験の合格者の中から最高裁判所によって任命され、日本全国の実務修習地において、民事裁判、刑事裁判、検察および弁護の実務修習を行っております。司法修習生は、国家公務員ではありませんが、これに準じた身分にあるものとして取り扱われ、守秘義務を負うこととされています。

その他の主な相談窓口

相談日時や予約方法など詳しくは、各相談窓口にお問い合わせください。

相 談 窓 口	相 談 内 容	電 話 番 号	受 付 日 時
仙台市消費生活センター	消費生活相談 (悪質商法・契約・クレジット・多重債務など)	TEL 268-7867 または 188 (イヤヤ)	月～金 9:00～16:30 土 9:00～16:00 ※日曜・祝日・休館日 年末年始を除く
エル・ソーラ仙台	女性相談(夫婦や男女の問題, 家族, 子育て, 生き方, こころの問題)	TEL 224-8702	月・水～土 9:00～15:30 ※祝日・休館日・年末年始を除く
	性別による差別など	TEL 268-8043	月～土 9:00～17:00 ※祝日・休館日・年末年始を除く
仙台市「女性への暴力相談電話」	女性への暴力 (DV・性暴力など)	TEL 268-5145	月・水～金 9:00～17:00 火 9:00～19:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く
仙台市「男性のための電話相談」	男性の悩みに関する相談 (生き方, 働き方, 人間関係など)	TEL 214-8328	第2・第4金曜日 ※祝日を除く 12:00～17:00
仙台市児童相談所	18歳未満の子どもに関する相談 (暴力(虐待)・育児放棄・育児不安・非行・不登校など)	TEL 718-2580 または 189 (イチハヤク)	月～金 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く(左記ダイヤルは緊急の場合, 夜間・休日受付)
こども若者相談支援センター	子ども若者電話相談 (子ども・若者自身やその保護者の悩み, ヤングケアラーの相談など)	TEL 0120 -783-017	365日 24時間対応 ※子ども若者メール相談 インターネットで検索 仙台市 メール相談
仙台市いじめ等相談支援室 S-KET(エスケット)	いじめなどについての相談	TEL 0120 -303-836	月・水・木・土 10:00～17:00 火・金 12:00～19:00 ※祝日・年末年始を除く ※メール相談 s-ket@city.sendai.jp
仙台市シルバーセンター 総合相談センター	○一般相談 (高齢の方に関する相談)	TEL 215-4135	10:30～12:00 13:00～16:30 ※祝日・年末年始・休館日を除く
仙台市社会福祉協議会 (泉区事務所)	○生活資金などの相談	TEL 372-1581	月～金 8:30～17:00
行政困りごと相談所 (東北管区行政評価局) ※藤崎一番町館6階に開設	行政一般, 県政・市政・警察安全, 法律, 税務, 登記, 年金保険・労働, マンションの管理相談など ※予約優先のものもあります	TEL 263-6201	行政一般は毎日 ※藤崎の店休日・年末年始を除く 10:00～18:00 ※その他は日時が決まっていますので, 詳しくはお問い合わせください。

3. 地域懇談会

地域懇談会は、地域住民の皆さんと区および市の関係部局がひざを交えた対話集会として、連合町内会の代表者が泉区へ要請を行い開催されます。

地域の意見や要望を市政に反映していくために、市の取り組みや市政を取り巻く状況について市（区）から説明し、地域住民と行政との相互理解を図ることを目的としています。

泉区 区民生活課 広聴相談係 Tel(代表)372-3111 泉区役所

4. 環境施設を見る会

目的・内容	毎日出るごみ！どのように処理されているのか知っていますか？ バスに乗って、ごみ焼却工場やリサイクル施設などを見学し、ごみの減量やリサイクルについて理解を深めていただきます。
運行時間	10:00～15:00 (月・土・日・祝日及び年末年始を除く)
対象	町内会、子ども会、社会学級などの団体
見学施設	ごみ焼却工場、資源化センター、リサイクルプラザなど
備考	15～40名までご利用いただけます。また、施設見学と併せて、ごみの分け方・出し方講座もお申し込みいただけます。詳しくは、下記の担当課へのお問い合わせ、又は、仙台市ごみ減量リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」の、“バスに乗って施設見学”をご覧ください。

環境局 家庭ごみ減量課 減量推進係
Tel 214-8229 二日町第二仮庁舎

5. 空き家などに関するご相談

(1) 適切に管理されていない空き家を見かけた場合

適切に管理されていない空き家の所有者などに対して助言や指導などを実施しています。管理不全な空き家を見かけた場合は、下記担当までご相談ください。

適切に管理されていない 空き家に関するご相談	泉区 区民生活課 生活安全係 Tel(代表)372-3111 泉区役所
関係法令や制度全般に関する問い合わせ	市民局 市民生活課 Tel 214-6148 二日町第四仮庁舎

(2) 住まいの活用相談

将来誰も住まなくなる、または、すでに使われていない市内の住宅の活用について、市職員がお話を伺い、内容に応じて不動産・法務・建築の専門団体の無料相談窓口をご紹介します。

また、所有者本人からの相談で、売買もしくは賃貸で活用したいという意向が固まっていて不動産事業者への相談を希望する場合には、不動産団体が推薦する事業者を紹介することも可能です。※すでに売却中の住宅や賃貸住宅は、除きます。

都市整備局 住宅政策課 Tel 214-8330 二日町第五仮庁舎

第6節

自主防災組織

危機管理局 減災推進課	Tel 214-3109	八乙女分署	Tel 776-0119
		松陵出張所	Tel 372-9955
泉消防署	Tel 373-0119	高森出張所	Tel 377-1252
		根白石出張所	Tel 376-8870

1. 自主防災組織の位置付け

自主防災組織は、災害時において地域における「共助」の中核となるもので、町内会など地域で生活環境を共有している住民等により、防災活動を行うために結成・運営されることを基本としています。

2. 自主防災組織の必要性

東日本大震災時には、消防機関などの対応力に限界が生じました。

このため、災害の初期段階には、地域の住民の方々がお互い協力して「自分たちのまちは自分たちで守る」の考えのもと、様々な防災・減災活動を行うことが必要です。

また、自主防災組織は、「共助」としての新しい役割や実践力のさらなる充実が求められています。

3. 自主防災組織の活動

地域の住民の方々の「共助」による安否確認、避難誘導、初期消火活動、被災者の救出救護活動、給食給水活動等は、皆さんの共通認識に基づく組織的な活動が重要です。

自主防災組織は、平常時と災害時それぞれの活動を計画し、実践することが求められます。

仙台市で養成している「仙台市地域防災リーダー(SBL)」と協力し、地域の実情に合わせて計画的に取り組んでいきます。

※SBLとは、(Sendaishi chiiki Bousai Leader)の略です。

4. 仙台市地域防災リーダー(SBL)について

仙台市地域防災リーダー(SBL)とは、防災に関する知識と技術を有し、日頃から町内会等と連携して、地域の防災活動を支えていただく方です。平常時は、地域性を考慮した防災計画づくりや効果的な防災訓練の企画を、災害時には、避難所設営や応急活動の指揮などを行います。

(1) 平常時

平常時は、災害発生時に自主防災組織としての機能が発揮できるように、顔の見える関係をつくり、災害に対する備えを推進します。

- ・地域特性の把握（防災マップ作り等）
- ・自主防災計画(年間活動計画・アクションカード)の作成
- ・地域の実情に応じた実践的な防災訓練等の企画・運営
- ・地域住民に対する情報提供、啓発活動
- ・指定避難所の運営に関連する学校をはじめとした関係諸団体との協議・連携
- ・災害時要援護者の支援体制の整備
- ・地域防災リーダー同士の情報交流等

(2) 発災時

災害発生時は、自主防災組織の隊長や各専門班と協力し、自主防災組織としての下記の応急活動を推進します。

- ・ 安否確認 ・ 情報収集, 伝達 ・ 避難誘導 ・ 初期消火 ・ 救出, 救護
- ・ 災害時要援護者の支援 ・ 避難者の支援 ・ 避難所の開設, 運営等

仙台市では、自主防災組織の責任者や町内会で防災活動を行う方などを対象に養成講習会を行い、修了した方を「仙台市地域防災リーダー」に認定します。

養成講習の受講希望者は、各区連合町内会長協議会の推薦と一般公募（市政日より、市のホームページ等）で申込みます。

（令和6年4月1日現在 仙台市：899名、泉区：218名）

5. 自主防災組織の連合化

自主防災組織を連合化することにより、単位自主防災組織の相互応援体制を構築するほか、防災訓練やリーダー研修会を連合自主防災組織単位に実施するなど、防災活動を効率よく進めていくことが可能になります。

また、避難所が開設されることを想定して、避難所の運営について、連合自主防災組織で話し合っておくことも重要です。

6. 防災用品助成制度

仙台市は、新たに自主防災組織を結成した際に、防災活動を行うために必要な防災用品の一部を、その自主防災組織の規模に応じて物品で助成しています。

（助成品目）

（助成基準）

防 災 用 品	単位当たりの点数	町 内 会 の 世 帯 数	助成基準
救 助 用 担 架	90 点	300 世帯未満	300 点
防 水 シ ー ト	30 点	300 世帯以上 600 世帯未満	600 点
ト ラ ロ ー プ	40 点	600 世帯以上 900 世帯未満	900 点
トラソックスターメカホソ	200 点	900 世帯以上	1,200 点
懐 中 電 灯	20 点		
救 急 バ ッ グ	70 点		
救 急 用 バ ー ル	50 点		
救急用大型ハンマー	50 点		

申請方法

消防署、消防分署または消防出張所で配布する「助成申請書兼受領書」に必要事項を記入し、泉消防署、八乙女分署または各出張所に提出します。

町内会活動Q & A

Q 1 町内会に入らない人や脱会したいという人がいるので勧誘，慰留に行こうと思います。町内会についてどのように説明すればよいでしょう。

A 1 町内会は，地域の住民同士の親睦をはじめ，地域の環境美化や防犯・防災，地域福祉，青少年育成など，地域にお住まいの方々の生活全般に関わる活動を自主的に行っており，誰でもその地域にお住まいになれば，何かしら町内会と関わりを持ち，町内会活動の恩恵を受けることとなります。さまざまな町内会活動のおかげで住んでいる地域の環境が保たれているといえます。

町内会活動は「自分達の住む地域をみんなで少しずつ力を出し合って良くしていこう」というボランティア精神で行われているものです。

従って，地域にお住まいの方全員に町内会への加入をお願いしています。

ご理解とご協力をお願いします。

Q 2 来年度の役員がなかなか決まりません。どうすればよいでしょう。

A 2 役員の選出は団体運営にとって重要です。時間をかけても皆が納得するような選考を目指しましょう。例えば役員の任期を 1 年交代とする，役員の人数を増やして一人当たりの負担を軽くする，行事それぞれに担当役員を置き，会長は総括と渉外活動に専念するなど，工夫することにより個人にかかる負担を軽くすることで役員になってもよいという人が増えるとともに，運営に関わる会員が増えることで活動の活性化も図ることができます。

Q 3 マンション(集合住宅)に町内会を設立したいのですが，どうすればよいですか。

A 3 町内会はその地区に生活する住民によって設立される任意団体であり，マンションや集合住宅単位で設立する場合も増えています。町内会の組織と運営，行事の進め方，設立手順等については，まちづくり推進課へご相談ください。

また，地域の町内会の有無の確認や地域の町内会と連絡を取りたい場合は，まちづくり推進課にご連絡ください。

○ 泉区まちづくり推進課地域振興係 Tel (代表) 372-3111 泉区役所



Q 4 若い人が活動に関心を持ってくれません。何か良い方法はないでしょうか。

A 4 活動の意義や活動内容を理解してもらうよう広報を工夫する、若い人を役員または協力員として話し合いの場に参加してもらい、若い人の意見を活動に取り入れるようにする、子ども会と連携してイベントを企画・開催するなど、町内の現役世代が町内会活動に何を求めているか（ニーズ）を把握し、活動内容を見直すことも有効です。

Q 5 近所の道路脇に長期間放置された自動車があります。景観上見苦しく、撤去したいのですが、どうすればよいですか。

A 5 自動車は個人の所有物であり、持ち主に移動していただくこととなります。所有者が不明な場合は最寄りの交番に届け出てください。なお、私有地内の自動車は勝手に処分することはできません。最寄りの交番にご相談ください。

Q 6 飼い主のわからない動物の死骸を見つけた場合はどうすればよいですか。

A 6 仙台市ペット斎場にご連絡ください。また、道路、公園等にある死骸については、それぞれの管理者（道路課、公園課等）に連絡してください。

○ 仙台市ペット斎場 Tel 373-7469

○ 泉区道路課道路管理係 Tel（代表）372-3111 泉区役所

○ 泉区公園課総務係 Tel（代表）372-3111 泉区役所

※平日 8：30～17：00 以外の時間帯は泉区役所へ Tel（代表）372-3111 泉区役所

Q 7 近所に複数のごみ集積所があります。どこに出してもいいのですか？

A 7 集積所は、町内会等が中心となって設置し、地区毎に利用できる人の範囲を決めて管理していますので、決められた集積所に出してください。利用できる集積所については、近隣の方や町内会、または不動産会社等に確認してください。

Q 8 通りがかりの車のごみ集積所に不法投棄します。何か対策はありませんか？

A 8 環境事業所にご相談ください。環境事業所の職員が現地を調査し、不法投棄されないような環境づくりのお手伝いをいたします。

○ 環境局泉環境事業所 Tel 773-5300



Q9 町内に全く日本語を話せない外国の方が転入してきました。町内会として、どのような対応を取ったらよいでしょうか。今後も、外国の方の転入が増えてくると予想されます。

A9 外国の方が転入してきた際に日本語が通じないことや、生活マナーで困ったことがあった場合の相談先として、「仙台多文化共生センター」があります。

当センターは、外国人住民が仙台で暮らす上で役に立つ情報を提供したり、外国人住民の生活などに関する様々な相談に対応する「相談・情報カウンター」を設置しています。外国人住民の方ももちろんですが、外国人住民が居住する地域の方々からの相談にも対応しておりますので、何かありましたらご相談ください。

○ 仙台多文化共生センター：仙台国際センター1階、委託事業者は仙台観光国際協会

Tel 022-265-2471 Fax: 022-265-2472

E-mail: tabunka@sentic-sendai.jp

Q10 地域が外周部を自然に囲まれており、熊やイノシシが容易に近づく状況です。木々が生い茂り暗く、動物が隠れやすいので、それを防ぐ方法を教えてください。

A10 クマ等を人里に引き寄せないためには、「果実や野菜の収穫を早めに行う」「生ごみの管理を徹底する」「建物のハチの巣は放置しない」「クマ等が潜みやすいヤブを刈る」などの対策が有効です。

なお、クマを目撃した場合は決して近づかずに、すぐに市へご連絡ください。

○クマを目撃した場合の連絡先

泉区区民生活課 Tel 372-3111（代表）（内線 6148）

環境局環境共生課 Tel 214-0013（直通）

※または最寄りの警察署へ 110 番通報してください

Q11 災害時に、自力で避難できないと思われる方がいます。普段から近所づきあいがなく立ち入りにくいのですが、災害時など、いざというときに地域で助け合う体制をつくるにはどうしたらよいですか。

A11 民生委員などの協力を得ながら、支援が必要な人（要援護者）を訪問するなどして、必要な支援や避難方法等を確認し、近くに住む人で支援してくれる人を決めておく、といった取り組みが考えられます。

市では、こうした取り組みを推進していただくため、高齢者や障害者など、災害時に地域の支援を希望する方のリストを作成し、町内会などの地域団体等に情報提供しています（災害時要援護者情報登録制度）。

このリストも活用しながら、日ごろから声かけや見守り活動などを通じて、顔の見える関係をつくっておくことが大切です。

また、地域で災害時要援護者の支援体制づくりについて勉強会などを行う際に支援アドバイザーを派遣できます。連絡先は以下のとおりです。

○ 健康福祉局 社会課 Tel 214-8158 市役所本庁舎

【参考】災害時要援護者リストへの登録方法と配布について

災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録いただき、その情報を町内会等の地域団体へ提供することで、平時からの顔の見える関係づくりにご活用いただいています。

（１）登録対象者

次の①から④に該当する在宅の方のうち、災害が発生したとき、「自分の力だけでは避難できない」「目や耳が不自由なために災害情報が入手できない」などの理由で、地域の支援を希望する方。※地域団体等に情報提供することについて、同意していただくことが必要です。

- ①障害者手帳をお持ちの方
- ②要介護・要支援認定を受けている方
- ③65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方
- ④上記①～③に準ずる方や病気等により地域による支援が必要な方
（難病や自立支援医療の給付を受けている方も含む）

（２）登録申請（障害高齢課）

登録者本人または代理人の申請を登録者本人居住地の区役所の窓口で受付します。

（３）名簿配布（区民生活課）

約3カ月ごとに新規登録された方や登録内容に変更のあった方の情報を反映した、「災害時要援護者リスト」を配布いたします。そのうち年に1回は、各町内会に登録している方全員を掲載した全件リストを配布いたします。※対象の方がいない場合は、配布しておりません。

泉区障害高齢課／区民生活課 Tel（代表）372-3111 泉区役所



市役所、区役所の各種手続きなどに関するお問い合わせはこちらにどうぞ。
どこに問い合わせたらよいのかわからないときも、安心してご利用ください。

TEL：398-4894 FAX：398-5070

受付時間：平日 8：00～20：00（年中無休）

土日祝休日・年末年始は17：00まで



ホームページによくある質問と回答（FAQ）も

掲載しています。

★「杜の都おしえてコール」FAQ よくある質問と回答★

<https://faq.callcenter.city.sendai.jp/>

【参考】寄附の禁止

公職にある人、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする方は、選挙に関係なくともその選挙区内にある者に対し一切寄附をしてはいけませんし、また、選挙人も公職の候補者等に対して寄附を勧誘したり、要求したりしてはいけません。ただし、政党その他の政治団体またはその支部に対して寄附をする場合や、親族に対してする場合は除かれます。

なお、禁止される寄附には、花輪、供物、香典なども入りますので注意してください。

贈ること、ねだることの禁止される事項

- お中元やお歳暮を贈ること。
- お祭りのときにお金を寄附したり、お酒などを届けること。
- 開店祝いや落成式、起工式などのときに花輪を贈ること。
- 出産、入学、卒業、就職などのお祝に、お金や品物を贈ること。
- 結婚式のとき、お祝いのお金や品物を贈ること。
- 旅行する人に、餞別を贈ること。
- お葬式の際、香典や花輪、供物などを贈ること。
- 町内会などの集まりに、お金を寄附したり、食事やお酒などを届けること。
- 町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物を差し入れたり、バス代などの費用を負担すること。
- 選挙区からの陳情者などに食事や飲物を出したり、お土産などをあげること。

（出典：宮城県選挙管理委員会発行「やさしい選挙の知識」）

～泉区の概要について～

1. 泉区のあらまし

市の北部に位置する泉区は、人口およそ 21 万人、東西 21.4 km、南北 17.4 km、面積 145 ㎢でほぼ長方形をしており、七北田川が区域の中央部を東に流れています。

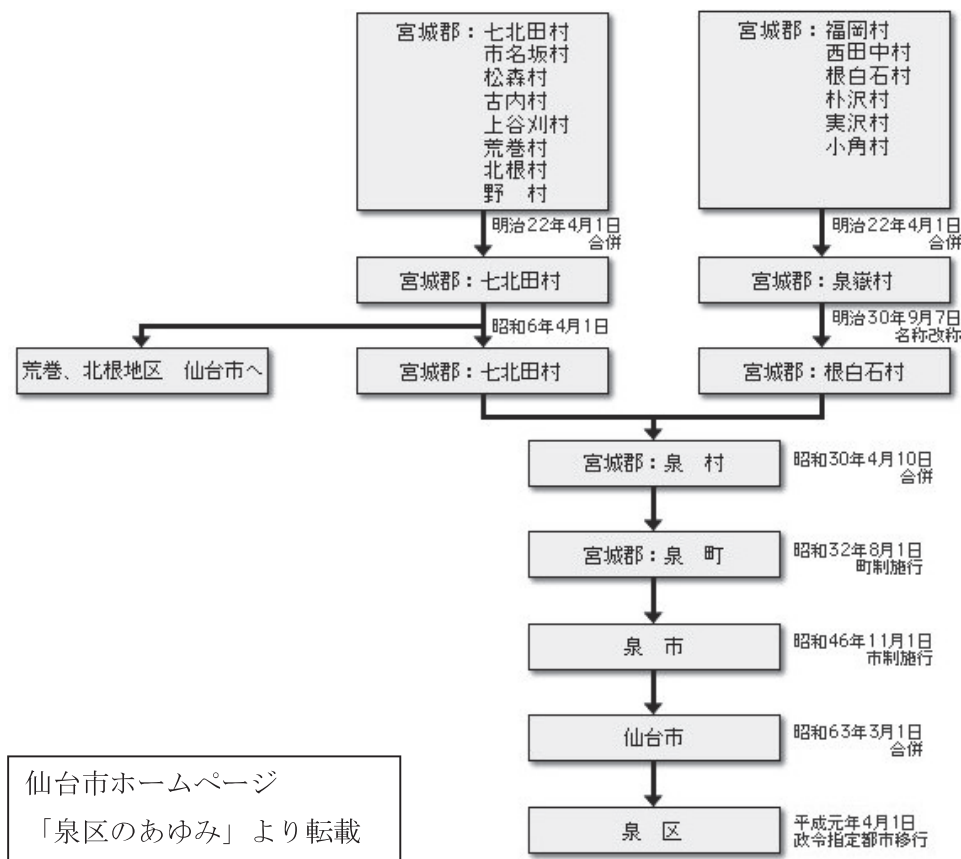
旧泉市が昭和 63 年 3 月に仙台市と合併し、その後、平成元年 4 月に仙台市が政令指定都市に移行した際、旧泉市域がそのまま泉区となっています。

江戸時代、七北田地区は奥州街道の宿場町として栄え、また、戦前までは米作中心の純農業地帯でした。昭和 30 年代後半から丘陵地帯を中心に宅地開発が急速に進み、全国でも有数の人口急増都市として発展しました。

現在、泉中央及び周辺地域は都市圏北部の生活拠点機能の集積が進み、広域拠点としての賑わいをみせているほか、泉中央地区から西側に広がる地域では米作中心の農業が営まれる一方、北部地域では先端産業をはじめ、研究開発機能や新産業創造支援機能の集積が進み、本市産業の新しい展開を先導するハイテクのまちとしても変貌を続けています。

2. 泉区の沿革

- ・明治 22 年 4 月 市町村制施行により泉嶽村（人口 4,793 人）、七北田村（人口 4,741 人）誕生
- ・明治 30 年 9 月 泉嶽村を根白石村と改称
- ・昭和 30 年 4 月 七北田村と根白石村が合併し、泉村誕生（人口 14,041 人）
- ・昭和 32 年 8 月 町制施行により泉町となる（人口 14,220 人）
- ・昭和 46 年 11 月 市制施行により泉市となる（人口 37,861 人）
- ・昭和 63 年 3 月 仙台市に編入合併（人口 137,413 人）
- ・平成元年 4 月 政令指定都市移行により泉区誕生（人口 147,348 人）



3. 人口・世帯数の推移

(1)人口の推移（各年４月１日現在推計人口）

（単位：人）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
青葉区	308,740	309,504	309,720	310,096	310,719	310,682	312,486	313,120
宮城野区	195,085	195,279	195,572	195,893	196,300	195,568	194,611	193,506
若林区	135,564	136,420	137,493	138,311	141,231	141,260	141,765	142,090
太白区	226,161	228,166	229,249	231,078	234,759	235,634	236,507	236,297
泉区	214,713	213,779	213,201	212,345	211,418	210,399	209,151	207,695
（前年比％）	99.4	99.5	99.7	99.5	99.5	99.5	99.4	99.3
（高齢化率％）	24.27	25.17	26.01	26.73	27.37	27.96	28.48	29.04
仙台市計	1,080,263	1,083,148	1,085,235	1,087,723	1,094,427	1,093,543	1,094,520	1,092,708
（前年比％）	100.0	100.2	100.1	100.2	100.6	99.9	100.0	99.8
（高齢化率％）	22.21	23.28	23.72	24.08	24.44	24.75	24.92	25.20

※高齢化率は住民基本台帳人口により算出

(2)世帯数の推移（各年４月１日現在）

（単位：世帯）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
青葉区	158,529	159,866	160,903	162,593	163,397	164,397	167,402	169,285
宮城野区	91,438	92,424	93,636	94,922	96,174	96,900	97,648	98,216
若林区	63,583	64,480	65,703	66,896	68,902	69,532	70,627	71,488
太白区	99,387	101,138	102,611	104,631	105,770	107,445	109,316	110,494
泉区	90,695	91,474	92,364	93,109	93,385	94,371	95,165	95,978
（前年比％）	100.7	100.8	100.9	100.8	100.2	101.0	100.8	100.8
仙台市計	503,632	509,382	515,217	522,151	527,628	532,645	540,158	545,461
（前年比％）	100.8	101.1	101.1	101.3	101.0	100.9	101.4	100.9

(3) 小学校区別世帯数及び人口（令和6年4月1日現在）

（単位：人・世帯）

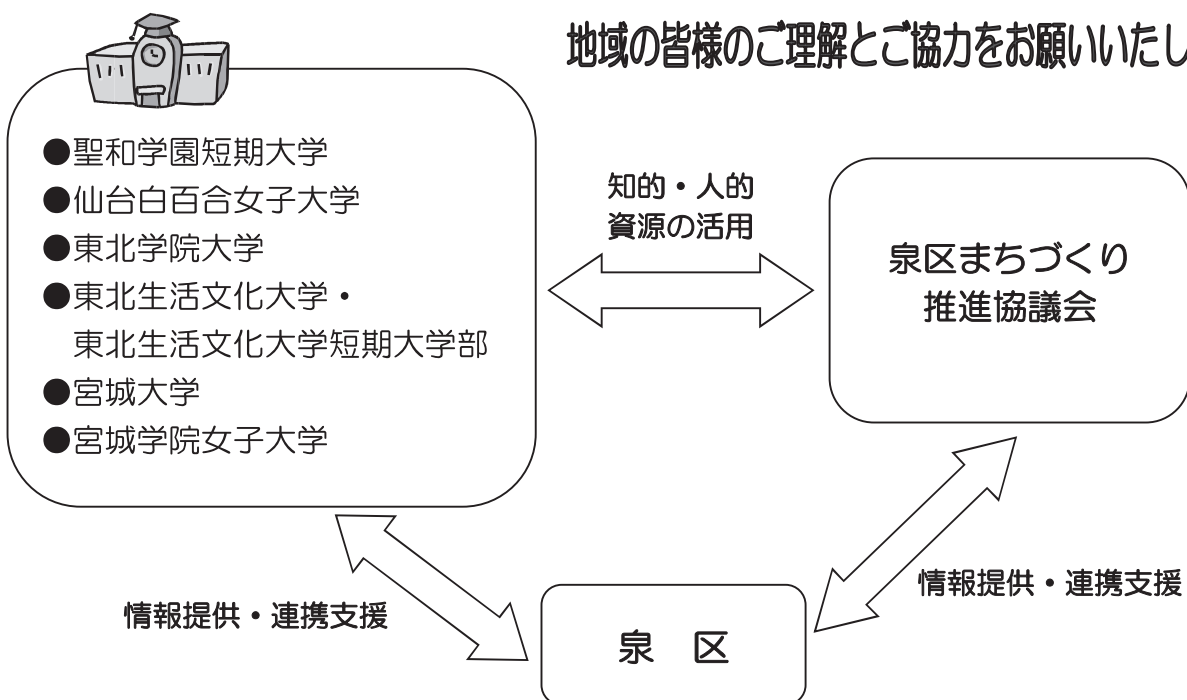
学 区	七北田	野村	根白石	実沢	福岡	黒松	南光台	将監	向陽台	将監西
人 口	13,270	1,156	2,337	836	1,340	11,960	14,713	7,140	13,378	3,534
世帯数	7,370	543	1,022	373	589	6,632	7,389	3,549	5,997	1,779
学 区	南光台東	高森	松森	将監中央	泉ヶ丘	加茂	長命ヶ丘	八乙女	鶴が丘	寺岡
人 口	7,452	4,113	4,925	5,884	5,673	9,874	7,318	10,527	5,664	10,949
世帯数	3,461	1,921	2,256	2,417	3,065	4,959	3,481	5,163	2,521	4,461
学 区	南中山	虹の丘	住吉台	館	高森東	北中山	桂	市名坂	泉松陵	合計
人 口	6,834	6,341	7,343	6,758	5,161	7,665	5,469	9,820	8,709	206,143
世帯数	2,963	3,001	3,151	2,923	2,225	3,131	2,441	5,162	4,206	98,151

※原発避難等住民票を動かさずに居住している方や、外国籍の方は数字に含まれておりません。

～大学をまちづくりのパートナーに～

平成23年11月4日に大学の知的資源や学生のパワーを活かしたまちづくりを積極的に進めていくため、泉区内及び近隣に立地する大学と泉区まちづくり推進協議会及び泉区で「仙台市泉区における大学と地域との連携協力に関する協定」が締結されました。

この協定に基づく推進組織として「泉・大学地域ネットワーク」を設置し、現在様々な連携協力活動に取り組んでおります。



4. 泉区の組織及び事務分担

泉中央地区活性化推進室

泉中央地区活性化に係る企画、調整及び推進（他課の所管に属するものを除く。）

泉区役所庁舎の整備（他課の所管に属するものを除く。）

区民部

総務課

区政推進係

区役所の事務事業の総合調整，他の行政機関との連絡調整，文書の管理，庁舎管理，区役所内事務及び部内事務の連絡調整，区役所の予算・決算，区の広報，工事その他の請負契約及び物品の売買契約など

★選挙時：区選挙管理委員会事務局の庶務など

統計選挙係

委託統計調査の実施，統計資料管理及び統計サービス，統計調査員確保対策，

★選挙時：区選挙管理委員会事務局の総括など

戸籍住民課

住民記録係

住民異動届及びこれに伴う国民健康保険・国民年金・介護保険の受付，戸籍証明・住民票の写し・印鑑登録証明書・個人番号カードなどの交付，印鑑登録の受付など

戸籍係

戸籍届，特別永住者証明書の更新等，埋火葬許可，戸籍証明，人口動態調査など

証明発行センター

証明書の交付（戸籍証明，住民票の写し，印鑑登録証明書，個人市・県民税（非課税証明書など）

税務会計課

税務会計係

市税証明書の発行，市税の収納，納税相談，市・県民税申告相談（簡易的なもの），固定資産課税台帳の閲覧，原動機付自転車の登録・廃車，自動車の臨時運行許可，罹災証明の申請受付及び届出証明の発行など

まちづくり推進課

地域振興係

地域施設管理，地区集会所建設等補助，住居表示，自治組織及び自治活動の振興など

★選挙時：投開票事務従事者の選任など

地域活動係

区民協働まちづくり事業，区民憲章，地域づくり活動，まちづくり活動助成，区民まつり，観光施設の管理，地域文化・スポーツ振興，市民活動補償制度など

★選挙時：公営施設における個人演説会など

（地域力推進担当）

地域課題の解決に資する事業の企画・調整及び推進，

地域の関係団体・機関との連絡調整，地域情報の収集・整理など

★選挙時：投票立会人の選任など

区民生活課

生活安全係

災害対策，総合防災訓練，地域防犯活動の推進，交通安全対策，空き家対策，交通指導隊，市民持込み食品等放射性物質測定など

★選挙時：選挙啓発など

広聴相談係

市政への要望・陳情処理，市民相談，地域懇談会，市長と市民との懇談，有害鳥獣など

★選挙時：選挙公報，ポスター掲示場の設置及び管理など

泉区中央市民センター

企画調整係 学習情報提供・相談，地域社会教育推進，区内市民センター支援・管理など

まちづくり推進部

保健福祉センター

管理課

総務係

地域福祉の推進，災害見舞金，民生委員児童委員，社会福祉統計，献血推進，戦傷病者，戦没者遺族の援護など

企画係

地域保健活動総括，保健統計，結核やIIV等の感染症対策，健康危機管理など

保健福祉センター

家庭健康課

- こども家庭係 子供家庭総合相談，母子・父子・寡婦福祉資金貸付，青少年等健全育成など
- 母子保健係 子供家庭総合相談，母子保健，予防接種，養育支援訪問事業，幼児健康診査など
- 健康増進係 健康増進・生活習慣病予防，市民健康診査，歯科保健，食育推進，健康相談など

保育給付課

- 子育て給付係 児童扶養手当，特別児童扶養手当，小児慢性特定疾病対策，養育医療・自立支援医療費（育成医療），児童手当，子ども・母子父子家庭医療費助成など
- 保育係 子どものための教育・保育給付認定事務，保育施設等の利用に係る調整，保育料の決定・収納，過誤納還付金の支払，口座振替など

障害高齢課（＊印は他係との共管）

- 高齢者支援係 高齢者の保健福祉＊，高齢者総合相談＊，老人クラブ助成，敬老乗車証など
- 障害者支援係 障害者の保健福祉＊，障害者総合相談＊，難病対策，心身障害者医療費助成の受給資格の登録など
- 地域支援係 高齢者の保健福祉＊，高齢者総合相談＊，障害者の保健福祉＊，障害者総合相談＊，地域包括支援センターの統括，訪問指導，介護予防など

介護保険課 介護保険係 被保険者の資格得喪，要介護及び要支援認定，保険給付，保険料など

保護課

- 保護第一係 生活保護，医療扶助，介護扶助など
- 保護第二係 生活保護，医療扶助，介護扶助など
- 保護第三係 生活保護，医療扶助，介護扶助など

保険年金課

- 保険給付係 国民健康保険・後期高齢医療制度の療養費・出産一時金・葬祭費の支給など
後期高齢者医療制度の資格得喪，保険料の賦課・軽減・減免など
- 保険料係 国民健康保険の資格得喪，保険料の賦課・軽減・減免など
国民健康保険・後期高齢医療制度の保険料収納など
- 国民年金係 被保険者の資格得喪，国民年金に関する相談など

衛生課

- 食品衛生係 食品営業の許可・届出，食品衛生に関する相談及び苦情処理など
- 生活衛生係 興行場・公衆浴場及び旅館の営業許可等，理容所・美容所及びクリーニング所開設届等，簡易給水施設等の届出等，公害・生活衛生等に関する相談など

建設部

公園課

- 総務係 公園の占用及び行為の許可など，公園施設の設置許可，公共物の管理，公園愛護協力会
- 公園係 公園の整備，公園施設の更新及び維持管理，街路樹の維持管理など

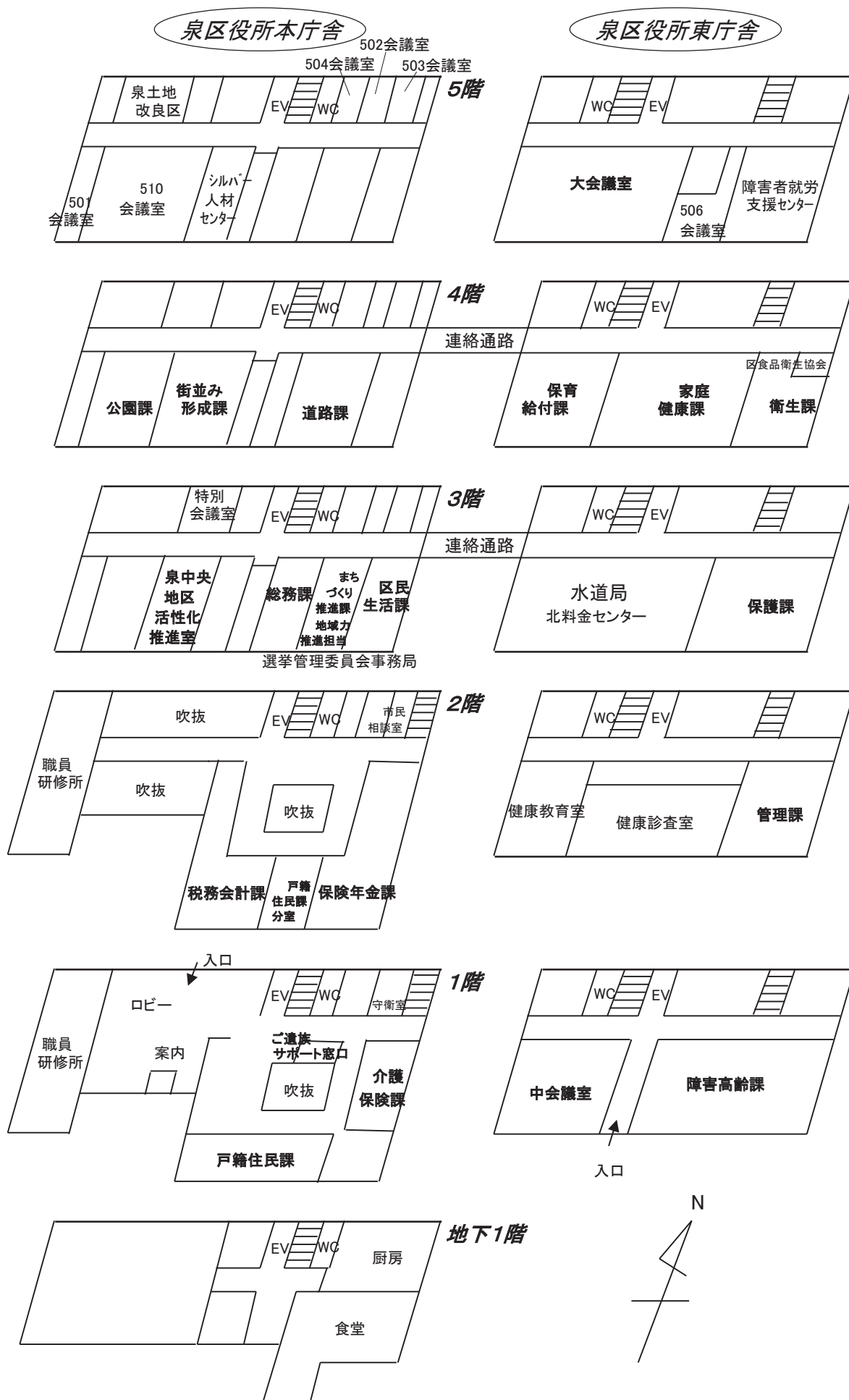
道路課

- 道路管理係 道路境界確認，市道認定，道路占用許可，市街灯の修繕など
- 道路建設係 道路及び橋りょうの新設及び改築，道路照明灯の設置など
- 道路維持係 道路及び橋りょうの維持修繕，道路の応急補修など

街並み形成課

- 街並み係 屋外広告物の許可，落書き防止対策，戸建木造住宅耐震診断など
- 建築指導係 建築相談，地区計画，台帳記載証明など

5. 泉区役所 庁舎案内図



◇ 様式等 ◇

43 頁 単位町内会長届出 (様式)

45 頁 広報紙等配送先・部数変更連絡書 (様式)

46 頁 定日収集生活ごみ処理申出書 (様式)

48 頁 文化祭・バザー・地域祭事等開催届 (様式)

(次ページに裏面を記載)

単位町内会長届出

届出日 令和 年 月 日

町内会名			
会長氏名	(ふりがな)	該当する方に ○をお願いします。	
		男 女	新 任 再 任
任期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで		

- ☐ 前年度から届出内容に変更ありません。
- ☐ 前年度から届出内容に変更があります。
- ※ 変更があった場合は下記全ての項目をご記載願います。
- ← 「レ」点を
お願いします。

住所	仙台市泉区		
電話	自宅	—	F A X
	携帯	— —	
E-mail			

裏面「単位町内会長届出」の個人情報の取扱についてに同意し、上記のとおり届け出ます。

ただし、裏面以外の取扱のうち、下記A～Cのいずれかに該当する場合、
個人情報提供の許可に関する確認は ☐不要 ・ ☐必要 です。
「必要」の場合は、その都度お電話等にて確認いたしますのでご了承ください。

A 地域で建築・開発・電気・ガス・水道・下水道等の工事がある場合に、事前説明や立会い、
近隣対応のため、町内会の連絡を希望する事業者へ提供する場合

B 町内会への加入等のため、町内会への連絡を希望する方へ提供する場合

C 集会所等、町内会が維持管理していると思われる場所又は物を利用するため、町内会への
連絡を希望する方へ提供する場合

※ A～Cの場合に提供を行うのは、会長氏名と自宅電話番号のみ(自宅電話番号が未記載
の際は、携帯電話番号)といたします。

まち課処理欄 ※記載不要			
名簿		宛名	

No.

「単位町内会長届出」の個人情報の取扱について

「単位町内会長届出」に記載していただいた個人情報については、仙台市泉区が作成する町内会長名簿に掲載の上、次に掲げることに利用します。

- ①仙台市の各事業担当部署から、施策の周知や事業実施のため、町内会長へ配布物を送付する場合
- ②泉区連合町内会長協議会から、研修会の案内や区連協だよりを送付する場合
- ③仙台市の各事業担当部署から、市の事業への協力を依頼する場合
- ④国・県及び地方公共団体等から、施策の周知や事業実施のため、利用目的を明示し求めがあった場合
- ⑤仙台市連合町内会長会から、情報提供や事業実施のため、利用目的を明示し求めがあった場合

上記①～⑤以外で提供する必要がある場合、提供する前に、会長ご本人へ内容の説明を行った上で、提供の許可を確認させていただきます。

広報紙等配送先・部数変更連絡書

(町内会等⇒泉区役所)

広報紙又は回覧物のお届け先や部数などに変更がある場合は、この用紙にご記入の上、電子メール又はファクス、郵送等で泉区総務課までご連絡ください。

なお、いただいた個人情報は、広報紙又は回覧物の配送及びそれに伴うご連絡以外の目的では使用いたしません。

収受年月日	入力年月日	確認年月日
	広	広
	回	回

町内会等名						
連絡者氏名・電話番号		氏名	TEL ()			
_____年 _____月号 (_____月末の配送分) から変更希望 ※変更を希望される場合は、 <u>前月の12日までに連絡をお願いします。</u> なお、担当者の変更がある場合は、 <u>前担当者氏名を必ずご記入いただきますようお願いいたします。</u> <u>変更のない場合、提出は不要です。</u>						
広 報 紙 又 は 回 覧 物 の 配 送 先	担当者氏名	住 所	電話番号	広報紙 部数	回覧物 部数	〔 前 担 当 者 〕 氏 名 ◆配送先変更の場合
		泉区	—			
		泉区	—			
		泉区	—			
		泉区	—			
		泉区	—			
		泉区	—			
		泉区	—			
		泉区	—			
		泉区	—			
			部数合計			

《 ご連絡・お問い合わせ先 》

泉区役所総務課区政推進係

電話：372-3111 FAX：375-3785

メールアドレス：izu016010@city.sendai.jp

定日収集生活ごみ処理申出書
（新規・更新・変更）

年 月 日

仙 台 市 長

申出者 団体名
代表者氏名 （役職名 ）
〒 ー
住所
電話番号

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条の規定により、下記のとおり定日収集生活ごみ（ただし、粗大ごみを除く）の処理を申し出ます。

申出の内容（申出団体記入欄） （変更の場合には、変更部分のみ記入してください。）					
申 出 団 体 名				小 学 校 区	小学区
前 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	〒 ー （役職 ） （電話 ）				
担 当 者 の 氏 名 及 び 住 所	〒 ー （電話 ） ※回覧・チラシなどの送付先やごみに関する責任者が代表者と異なる場合に記入してください。				
世 帯 数	世 帯	定日収集生活ごみ集積所数	箇所	回覧・チラシ数	枚
集 積 所 所 在 地	（新設・増設・移設・廃止 ← 該当する項目に○をつけて下さい。）				
添 付 書 類	○定日収集生活ごみ集積所設置箇所及び定日収集生活ごみ集積所位置図 ※すでに申し出を行っている集積所設置箇所に変更がない場合には、添付する必要はありません。				

※代表者の変更にあつては、申出者欄は変更後の代表者名を記入してください。

環境事業所事務欄 (整理番号)

決 裁 欄	所 長	係 長	主 査	主 査	担 当	起 案	年	月	日
						決 裁	年	月	日
						施 行	年	月	日
	備 考					定収団体番号			

定日収集生活ごみ集積所設置箇所

番号	ごみ集積所の所在地	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		

※ 集積所の所在地については〇〇公園前，〇〇宅前等と記入願います。

定日収集生活ごみ集積所位置図

ごみ集積所等の変更（新設・増設・移設・廃止）があれば必ず提出してください。
ただし、前年と変更がない場合には提出を省略できます。

団体名		集積所数

(様式5)

年 月 日

仙台市保健所長 殿

文化祭・バザー・地域祭事等開催届

下記のとおり出店し、食品を取扱いますので届け出ます。

記

届出者情報	住所又は事務所の所在地 〒 電話番号： 電子メールアドレス： 氏名又は団体名
行事又は催事	名称 開催する場所（所在地） 開催期間 年 月 日 ～ 年 月 日
施設情報	出店する期間 年 月 日 ～ 年 月 日 出店する場所（配置図） 提供食品： (適切な衛生管理の観点から、1回の出店で1人の担当者が取り扱う食品は2品以内とすることが望ましい)

食品の取扱い

調理工程	☐ 煮物・汁物類	既製品等を煮て調理し、熱いまま盛り付けたもの
	☐ 焼き物類	既製品等を焼いて調理し、熱いまま盛り付けたもの
	☐ 蒸し（茹で）物類	既製品等を蒸して（茹でて）調理し、熱いまま盛り付けたもの
	☐ 揚げ物類	既製品等を揚げた後に油切りし、熱いまま盛り付けたもの
	☐ 温かい麺類	既製品等を麺及びスープを加熱調理し、熱いまま盛り付けたもの
	☐ 米飯類	無洗米等を使用し、炊飯ジャー等で電氣的に保温（2時間以内）したもの
	☐ 丼物類	米飯類に加熱調理した具材等を熱いまま併せたもの
	☐ 調理パン類	既製品等のパン類に加熱調理した具材を熱いまま併せたもの
	☐ 菓子類	既製品等を加熱して調理し、熱いまま又は既製品のホイップクリーム、果実缶詰等をトッピングし提供するもの。
	☐ ホットドリンク類	加熱調理し、熱いまま提供するもの
	☐ 削氷類	既製品を使用した削氷又はこれに類するものにシロップや練乳等をかけ冷たいまま提供するもの
	☐ アイスクリーム類	押し出し式又はディッシャーで小分けして冷たいまま提供するもの
	☐ 冷蔵保管が必要な食品	既製品をそのまま小分け又は使い捨ての器具・容器を使用して複数の既製飲料を混合したものを冷たいまま提供するもの
	☐ 常温品	衛生的に小分け又は組み合わせて盛りつけたもの
	☐ 果実飴類	果実を熱した飴材料にからめて固化させたもの
	☐ 果実チョコレート類	果実を熱したチョコレートにからめて固化させたもの
一般的衛生管理	原材料受入れの確認	いつ（原材料の納入時・その他（ ）） 方法 外観、におい、包装の状態、表示（期限、保存方法） 問題があったとき 返品し、交換する
	保冷库温度の確認	いつ 作業前・作業中・作業終了後・その他（ ） 方法 温度計で確認（冷蔵 10℃以下、冷凍-15℃以下） 問題があったとき 食材の状況に応じて使用しない
	交差汚染・二次汚染の防止	いつ 作業前・作業中・作業終了後・その他（ ） 方法 保冷库の保管状況、器具類の使分け及び洗浄消毒 問題があったとき 食品汚染の場合は廃棄、器具は洗浄消毒
	器具等の洗浄・消毒・殺菌	いつ 作業前・使用後・作業終了後・その他（ ） 方法 使用の都度、器具類を洗浄し、消毒する 問題があったとき 再度洗浄、消毒する
	作業者の健康管理	いつ 作業前・作業中・その他（ ） 方法 検便（実施日（ ））、作業者の体調、手の傷の有無 問題があったとき 消化器系症状がある場合は調理作業禁止 手に傷がある場合は、耐水性絆創膏の上から手袋を着用
	手洗いの実施	いつ トイレ後、調理作業前、盛付け前、作業内容変更時、生肉・生魚を扱った後、金銭をさわった後、清掃後、その他（ ） 方法 衛生的な手洗いを行う 問題があったとき 必要なタイミングで手洗いしていないことを確認した場合、すぐに手洗いを行わせる
重要管理	非加熱のもの	☐ 保冷库から取り出したらすぐに提供する
	加熱するもの	☐ 火力、加熱時間、見た目で加熱状況を判断する

メモ欄

令和5年度 いずみ 絆 プロジェクト

支援事業

令和5年度は全10団体に助成を行い、
様々な地域づくり活動が展開されました。



造形活動を通じた地域行事
支援プロジェクト2023
佐々木研究室

聖和学園短期大学



スポーツによる地域貢献活動
スポーツクラブ
BOA SORTÉ

聖和学園短期大学



グラウンドゴルフを
通じた世代間交流活動
地域サポーターズ「聖笑」

聖和学園短期大学



Enjoy!!
プログラミングプロジェクト
ペアーズラボ

仙台白百合女子大学



2023しらゆり健康倶楽部
レクリエーション・
インストラクター養成課程

仙台白百合女子大学



メタボリックシンドローム×
スポーツ栄養・地域活性化プロジェクト
スポーツ栄養研究会

東北生活文化大学



泉区の適塩・減塩マップ
プロジェクト(中部地区編)
ソルトサークル

東北生活文化大学



泉中央エリア
バリアマップ制作プロジェクト
尾形ゼミ

宮城学院女子大学



教員を目指す学生と地域在住
高齢者の交流プロジェクト
青木ゼミ

宮城学院女子大学



デザインによる地域活動
支援プロジェクト
マイチゼミ

宮城大学

《 泉区の豆知識 》

泉区の区の木・区の花・区の鳥は、泉市時代に制定した市木・市花・市鳥を、政令指定都市移行時に継承しています。（仙台市ホームページより転載）

	泉区	選定の理由（泉市時代における制定時）
木	松 （まつ）	「緑は希望を表す色であり、松は四季を通じて緑である。しかも力強くいきいきと育つ木であるので、希望に燃えて大いに発展する泉市にふさわしい木である」などでした。
花	水仙 （すいせん）	「水仙の花は清楚（せいそ）で気品があり、泉市の発展希望を表している」などでした。
鳥	雉 （きじ）	「雉は泉市の自然環境が生息に適し、繁栄する泉市にふさわしい鳥である」などでした。

令和6年度 町内会活動の手引き

令和6年6月

発行 仙台市泉区連合町内会長協議会
〒981-3189
仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1
泉区役所まちづくり推進課内
電話 022（372）3111